

あしたの風

編集・発行：男女共同参画あきたF・F推進員、大潟村

2018.3 発行

平成29年度男女共同参画社会づくり基礎講座 開催

2月20日に、平成29年度男女共同参画社会づくり基礎講座を開催しました。今年度は、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事の小山内世喜子先生を講師にお迎えして、「大潟村から発信する すべての女性が輝く社会づくり ～あと少し、あと1歩だけ前を出してみる」というテーマでした。

小山内先生は、「防災と男女共同参画」をテーマに「安心できる避難所運営」等に取り組みされており、村の基礎講座でも東日本大震災や熊本地震等の事例をもとに、女性が社会や地域の様々な意思決定の場へ参画していくことの必要性について、お話ししていただきました。

東日本大震災の時、避難所では避難者のプライバシーや衛生環境の確保、女性や子ども、介護用品等の支援物資の不足が問題となっていたそうです。災害発生時における避難所の運営は、自治会や地域組織のリーダーである男性を中心に行われ、日常生活の中で家事や子育て、介護に携わる時間の長い女性の視点を活かすことができませんでした。一方で女性自身も、避難所の運営に奔走する男性の姿を見て、自らの意見を伝えることもできなかったということでした。これは女性が自らを認め、自信を持って社会参画することの重要性と必要性を伝える事例だと思います。

日頃から生活を支える女性の視点は、生活者の視点そのものです。その視点を社会のあらゆる場面で活かしていくことは、子どもや高齢者、障がいのある方等すべての人にとって暮らしやすい社会の実現へと繋がっているということを改めて考える機会となった講座でした。



←(上段)基礎講座の様子。

(下段)基礎講座の修了後、役場職員を対象とした研修会を開催しました。



あきたF・F推進員とは??

「F・F」は、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画しあうという意味を込めた『Fifty・Fifty』の略です。F・F推進員は、男女共同参画社会の実現に向けて各市町村での取り組みや地域活動が活発に行われるよう、推進的な役割を担うリーダーで、

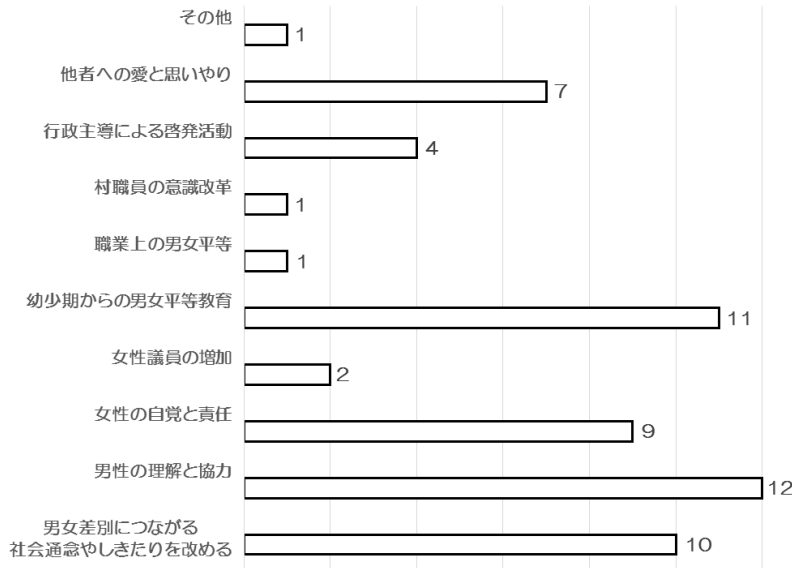
現在、大潟村には3名のF・F推進員がおります。

講座に参加された方へアンケートを実施しました

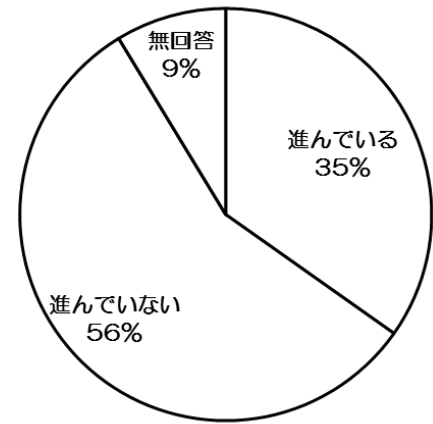


基礎講座終了後に、参加者のみなさんにアンケートを記入していただきました。集計結果の一部をご紹介します（回答者は22名です）。

Q.男女共同参画社会実現のためには、何が重要だと思いますか？（回答は3つまで）



Q.地域や家庭で男女共同参画が進んでいると感じますか？



Q.これからの自分の活動や生活にいかせることはありましたか？

- 手伝ってほしい、かたよっている事などを口に出して伝えていこうと思った。
- 現在、主人・子ども・両親・祖母と同居生活・仕事をしていますが 改めて生きるため、生活するために男女関係なく協力していくことが大切だと思いました。
- 気づきが大切だと思いました。
- 今日の講演でのお話、いただいた資料を見せて子育てへの協力をもう少しだけお願いしてみようと思いました。
- わが家は十分、女性のやりたいことを認め応援してくれるので幸せだと思います。他の男性の意識も変えていきたい。
- 意志を通すだけでなく、話をよくきく。

Q.男女共同参画に関するご意見等ございましたら、ご自由にご記入ください。

- 男性は女性の能力を認めれば、同等に扱ってくれることを実感しています。あまり男女共同参画を口に出して、男性に強要しすぎるやり方は意識を変えることがむずかしいのではないかと思います。
- 今日のお話をぜひ男性（特に小さい子どもがいる人）に聞いてもらいたいと思いました。
- 子どもの頃からの環境作りを大切にしていくことが重要だと思います。
- 世間の情報も大事だが、自分の地域の現状を知ることの重要性を感じました。
- 小さい時からの教育が必要です。また、先になってがんばるべき国会議員の本当の意味での男女共同参画に対する意識改革が大切です。





大潟村男女共同参画推進委員の公募にあわせて、大潟村男女共同参画社会行動計画の内容について、ご紹介します。

◇計画の基本理念

**人権が尊重され、男女が性別にとらわれず、
個性と能力を十分に発揮できる村をめざします。**

◇計画の基本的視点及び目標

基本理念を踏まえ3つの基本的視点と8つの目標を設定し、かつ実態を正確に把握し、具体的な目標をもって施策を展開していきます。

【計画の基本的視点】

- ①男女共同参画社会の形成に向けた理念を共有する
- ②家庭及び職場において多様な生き方が選択できる環境を整える
- ③多様な活動が展開される地域社会を構築する

【計画の目標】

- ①家庭における男女共同参画意識の醸成
 - 1.情報提供の拡充 2.家庭での男女共同意識の啓発
- ②学校教育における男女共同参画意識の醸成
 - 1.男女平等観に基づく学校運営の推進 2.男女平等の理解を進める学習機会の確保
- ③地域社会における男女共同参画意識の醸成
 - 1.学習機会の確保 2.地域の代表者に対する情報提供と周知徹底
 - 3.社会的慣行や制度の見直し
- ④男女共同参画に関する相談体制の確立
 - 1.相談体制の強化
- ⑤雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 1.職場における男女共同参画の推進 2.農業経営における男女共同参画の推進
- ⑥子育てと職業生活の両立
 - 1.情報提供の拡充 2.学習機会の確保 3.保育サービスの充実 4.子どもの健全育成
- ⑦介護と職業生活の両立
 - 1.介護方法の習得支援 2.介護保険、障がい福祉サービスの利用促進
 - 3.介護者への精神的支援
- ⑧社会参加促進のシステム構築
 - 1.各種会議・審議会等への多様な人材の登用 2.情報（広報・広聴制度）の充実
 - 3.市民団体の育成及びボランティア活動の支援

※計画は、家庭や子育て、介護、職場、地域活動など日常生活におけるあらゆる場面に及んでいます。





大湊村男女共同参画推進委員を募集しています

村では大湊村男女共同参画社会行動計画が、適正に遂行されているか審査するため、大湊村男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

村の男女共同参画の取り組みに、村民の皆さまの幅広いご意見を反映するため、推進委員を公募しておりますので、興味・関心のある方は役場住民生活課（☎45-2114）までお問い合わせください。

- 1 募集人数 若干名
- 2 申込受付期間 平成30年3月1日(木)～30日(金)
※郵送による提出の場合は、受付期間中の消印のあるものに限ります。
- 3 応募資格 次の全ての項目に該当する方
 - ①村内に住居する方
 - ②任期期間、委員を務めることができる方
 - ③男女共同参画推進委員会への出席（年3回～4回程度）できる方
※委員会は村内で開催します。平成31(2019)年度には、第4次大湊村男女共同参画社会行動計画の策定を予定しています。
 - ④男女共同参画に対し建設的かつ具体的な意見がある方
- 4 任 期 平成30年度～平成31(2019)年度
- 5 応募方法 (1)応募書類
応募用紙に必要事項を記入し、郵送または持参のいずれかの方法により提出してください。
(2)留意事項
 - ①応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
 - ②応募用紙にご記入いただく個人情報については、本選考のみに使用します。
 - ③委員に決定された方については、氏名と公募委員であることについて推進委員名簿に記載いたしますので、あらかじめご了承ください。
- 6 その他 応募用紙は役場住民生活課にあります。
また、村ホームページよりダウンロードすることができます。



【お問い合わせ先】

大湊村 住民生活課 住民福祉班 TEL:0185-45-2114 FAX:0185-45-2162



大潟村男女共同参画推進委員の公募にあわせて、大潟村男女共同参画社会行動計画の内容について、ご紹介します。

◇計画策定の趣旨

日本の男女共同参画に向けた取り組みは、昭和50年の国際婦人年世界会議における「世界行動計画」の採択を受けてスタートしました。

国では「男女共同参画社会基本法（平成11年6月施行）」の施行に伴い、男女共同参画社会を形成していく上での中心的な仕組みとして、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在、第4次計画（平成27年12月閣議決定）により社会のあらゆる分野における施策の総合的な推進について定めています。

また男女共同参画社会基本法では、国だけではなく、都道府県や市町村に対しても計画の策定を求めており、秋田県では平成13年3月の「あきた女と男のハーモニープラン（秋田県男女共同参画推進計画）」の策定以降、現在「第4次秋田県男女共同参画推進計画（平成28年3月策定）」に基づく施策を展開しています。

村では、これらの国や県の施策に呼応して平成17年4月に「大潟村男女共同参画社会行動計画」を策定し、現在、第3次計画（平成26年12月策定）に基づき、地域社会を構成する全ての個人・団体と連携・協調を図りながら男女共同参画社会の形成に向けて取り組みを進めております。男女共同参画社会実現の目標は、村民の基本的な権利が権利として尊重されることにあります。このことは、だれもが公平に社会の政策方針の決定に立ち会い、利益も共有できるとともに責任をもた負うという民主主義の基本につながり、一人ひとりの満たされた人生を実現するためにも大切なことです。

◇計画の役割と位置づけ

村において「男女共同参画社会」を実現するため、長期的展望に立って、総合的な施策を推進するための指針となるものです。

- ①この計画は、国・県などの男女共同参画社会実現にかかわる計画等を踏まえるとともに、「大潟村総合村づくり計画」との整合性を図りながら推進します。
- ②この計画は、村民の理解や協力、参加や参画を期待するものです。
- ③この計画は、社会、経済状況や女性を取り巻く環境の変化に対応して、男女共同参画社会の実現をめざし、必要に応じて見直し、常に改善を図ります。

◇計画の行動期間

平成27（2015）年度を初年度とし、平成31（2019）年度までの5年間。

